

強制不妊

一時金支給 県内7人

被害者167人 救済進まず

最高裁が7月、違憲と判断した旧優生保護法下の強制不妊手術を巡り、現行の救済法に基づく一時金320万円の支給を県の窓口申請し、支給認定を受けた被害者が7人(7月末時点)にとどまるのが10日までに分かった。救済法施行から5年余り。県内で同意なしに手術を受けた被害者は167人いるとされ、救済が依然進んでいない状況が浮き彫りになった。

救済法は2019年4月に成立、即日施行された。一時金の支給対象は手術を受けた本人で、明確な記録が残っていないと、医師による手術痕の診断書のほか、本人や家族の供述に基づく請求書提出し、国の審査会で認定されれば支給される。県によると、これまでに10件の請求があり、7件が支給認定を受けた。内訳は19年度4件、20年度2件、

周知不足 支援者訴え 愛媛でも個別通知を

が判明。性別が確認できた被害者のうち約9割が女性で、年齢層が分かった人の最多は30代(当時)だった。未

旧優生保護法「不良な子孫の出生を防止する」との目的で1948年に制定。障害や精神疾患を理由に、本人の同意がなくても不妊や中絶の手術を可能にした。96年、差別に当たる条文を削除し母体保護法に改称。2019年、被害者

成年も19人確認できた。被害者全体で個人が特定できたのは、福祉事務所に保管されていた記録で判明するなどした7人だけで、手術に関連する内容や手術歴が残る記録は12人分しか

に320万円を支払う一時金支給法(救済法)が議員立法で成立し、24年3月の法改正で、請求期限が29年4月まで5年延長された。全国の被害者約2万5千人のうち、支給認定は24年7月末時点で1129人にとどまる。

確認できていない。国はプライバシー保護の観点から、被害者への個別通知を行わないと決めている。県も「手術を受けたことを周囲に言っていない、

どめる。被害者の中には障害のため情報を理解しづらい人がおり、自分や家族が対象であることを知らない人も相当数いるとみられる中、「周知の仕方への議論が尽くされていない」と指摘した。

旧優生保護法下で不妊手術を受けた障害者らの救済が進まない現状に対し、被害者支援に取り組む射場和子弁護士(愛媛弁護士会)は制度周知の問題点を指摘し、誰一人取り残さないよう国や県は取り組みを強化すべきだと訴える。

救済法の施行から5年余のリーフレット配布やホームページなどの案内にと

「戦後最大の人権侵害」と呼ばれる旧法による強制



被害者を誰一人取り残さない救済を訴える射場和子弁護士(3日、松山市一番町1丁目)

不妊手術。射場弁護士は、被害者のプライバシーに最大限配慮する必要があるとしつつ、現状のままでは救済につながるかと危惧。鳥取や兵庫、岐阜、山形では個別通知に踏み切ったと、愛媛県にも「連絡待ち」からの転換を求めた。県内の被害者が167人とされていることについても、実態を十分に反映していないと疑問視。不妊手術を受けずとも、人工妊娠中絶を強いられた人や、その配偶者を含めると被害者はさらに膨らむとみる。最高裁の違憲判断を受け、国による新たな補償制度づくりが急がれる中、加害性に向き合い、失われた人権の回復を本気で考えてほしい」と語った。(井上華菜子)